

# 教育に関する制度等の状況及び 子どもの教育を取り巻くわが国の状況

## 1 教育に関する制度等の状況

### (1) 国の第3期教育振興基本計画の策定

教育基本法第 17 条に基づき、国は「第3期教育振興基本計画」(平成 30～令和4年度)を策定しています。この計画では、人口減少・高齢化の進展、人生 100 年時代の到来、急速な技術革新による超スマート社会(Society5.0)の到来など、令和 12 年以降の社会変化を見据え、生涯にわたる一人ひとりの「可能性」と「チャンス」の最大化を中心的なテーマに、多岐にわたる教育施策を定めています。

### (2) 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引の策定

文部科学省は平成 27 年 1 月に「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を策定しました。この手引において少子化等の影響による学校の小規模化に伴い、学校統合の検討や小規模校を存置する場合の充実策等、諸課題に対して配慮すべき留意点等がとりまとめられました。

平成29、30年度の2年間における全国の小中学校統合件数は277件(平成29年度127件、平成30年度148件、その他複数年度に渡って計画的に統合した事例2件)となっています。

### (3) 特別支援教育に係る法改正等

平成 23 年 8 月に「障害者基本法」の改正、平成 25 年 6 月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が制定され、平成 28 年4月から施行されました。同法では、障害を理由に行われる差別や権利を害する行為の禁止や、合理的配慮の提供が規定されています。

平成 25 年9月には、中央教育審議会の報告、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」を受け、学校教育法施行令の一部が改正され、「就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学する」という従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定することとされました。

#### (4)いじめの防止等のための基本的な方針の改定

いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、平成 25 年6月に「いじめ防止対策推進法」が成立し、いじめに関する基本理念を定めるとともに、国・地方公共団体・学校等の責務を明らかにし基本方針の策定や組織の設置等が規定されました。

その後、平成29年3月に「いじめの防止等のための基本的な方針」が改定され、いじめの定義を限定的に解釈してはならないことなどについて見直されました。あわせて「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」も策定されました。

#### (5)新たな地方教育行政制度の開始

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)」が平成 27 年 4 月に施行されました。改正法では教育の政治的中立、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図ることなど、制度の抜本的改革を行うものとなりました。また、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることが規定されました。

平成29年4月に施行された改正法では、平成 27 年 12 月に取りまとめられた中央教育審議会答申「新しい時代の教育と地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」を踏まえ、学校運営協議会の設置の努力義務化やその役割の充実などが規定され、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、保護者や地域住民・学校が情報や課題を共有するとともに、共通の目標・ビジョンを描いて実現していくための話し合う場として、学校運営協議会を設置し「コミュニティ・スクール」の取り組みを積極的に進めていくことが求められています。

#### (6)教育公務員特例法の改正

「教育公務員特例法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)」が平成 29 年 4月に施行されました。改正法では大量退職・大量採用の影響により経験の浅い教員が増加する中、教員の資質向上を図るため、公立の小学校等の校長及び教員の任命権者に校長及び教員としての資質の向上に関する指標及びそれを踏まえた教員研修計画の策定を義務付けることが規定されました。

#### (7)社会教育関連の答申

平成 30 年 12 月、中央教育審議会は答申「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」において、人口減少社会における、新しい地域づくりを進めるための学習・活動のあり方及び、今後の社会教育の振興方策にまとめました。

答申では、今後、「社会教育を基盤とした人づくり・つながりづくり・地域づくり」が一層重要であるとし、その上で、地域における新時代の社会教育の方向性として、「開かれ、つながる社会教育」が提示されました。

#### (8)学校教育法等の改正

「学校教育法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)」が平成 28 年4月に施行されました。改正法では小中一貫教育を行う新たな学校を「義務教育学校」と規定し、「5・4」制や「4・3・2」制など、9 年間を見通した教育課程の編成が設置者の判断で柔軟に運用することが可能となりました。

また、平成 31 年4月に施行された改正法では小・中・高等学校等の教育課程の一部において、紙の教科書に代えて「デジタル教科書」を使用できるようになりました。また、視覚障害等により紙の教科書を使用して学習することが困難な児童生徒に対しては、教育課程の全部において、紙の教科書に代えて「デジタル教科書」を使用できるようになりました。

#### (9)子ども・子育て支援法の一部改正(幼児教育・保育の無償化)

我が国における急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度を創設する等の措置を講ずるものとして、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が令和元年 10 月に施行されました。

この法改正に基づき、主に認定こども園、幼稚園、保育所等を利用する3歳から5歳までの子どもの利用料及び住民税非課税世帯の0歳から2歳までの子どもの利用料が無償化されました。

#### (10)子どもの貧困対策の推進

平成26年1月「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。

この法律を受け、平成26年8月に閣議決定された「子供の貧困対策に関する大綱」では、重点施策の一つに「教育の支援」を挙げ、幼児教育の無償化に向けた段階的取組や高校生等奨学給付金等による経済的負担の軽減、学習が遅れがちな中学生等を対象とした学習支援、きめ細やかな学習指導による学力保障などを掲げています。

また、令和元年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が一部改正されたことから、令和元年11月に「子供の貧困対策に関する大綱」が見直しとなり、指標を25項目から39項目へと増やし、ひとり親の正規雇用割合、食料や衣服の困窮経験などが追加されました。

#### (11)学習指導要領の改訂

小学校では令和2年度から、中学校では令和3年度から新学習指導要領が全面实施されます。

改訂にあたっては、これまで大切にされてきた、子どもの「生きる力」を育むという目標に加え、社会の変化を見据え、新たな学びへと進化を目指すものとなっています。具体的には、新しい時代を生きる子どもに必要な力を、「学んだことを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性」「実際の社会や生活で生きて働く知識・技能」「未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等」の三つの柱として整理しました。また、主体的・対話的で深い学びの視点から、「何を学ぶか」だけでなく「どのように学ぶか」も重視して授業を改善することが示されています。

また、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、保護者や地域住民・学校が情報や課題を共有するとともに、共通の目標・ビジョンを描いて実現していくための話し合う場として、学校運営協議会を設置し「コミュニティ・スクール」の取り組みを積極的に進めていくことが求められています。

## (12)「令和の日本型学校教育」の構築

令和2年 10 月に、中央教育審議会において、社会の在り方が劇的に変わる「Society5.0 時代」の到来、新型コロナウイルスの感染拡大など先行き不透明な「予測困難な時代」など急激に変化する時代の中で育むべき資質・能力の育成のため、新学習指導要領の着実な実施、ICT の利活用により一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要であると示されました。

## 2 子どもの教育を取り巻くわが国の状況

### 2-1 社会的な潮流

#### (1)社会経済情勢の急激な変化

グローバル化や情報通信技術の進展で、様々な文化・価値観が国境を越えて流動化し、変化の激しい先行きが不透明な社会に移行しています。

わが国は少子高齢化の急激な進行、かつ社会的格差等の問題に直面しており、社会的・経済的な事情にかかわらず、誰もが等しく質の高い教育を受けることのできる社会の実現が求められています。

このような急激な諸情勢の変化の中で、子どもがたくましく社会を生き抜くためには、自立して未来に挑戦する態度を育成することが一層重要となっています。「自立、協働、創造」の三つの基本基軸のもと、一人一人が生涯にわたって能動的に学び続け、必要とする様々な力を養い、その成果を社会に生かしていくことが可能な生涯学習社会を目指していく必要があります。

#### (2)人口減少と少子高齢化

わが国の人口は、平成 20 年をピークとして減少傾向にあり、2030 年に掛けて 20 代、30 代の若い世代が約2割減少するほか、65 歳以上がわが国の総人口の3割を超えるなど生産年齢人口の減少が加速することが予測されています。

こうした人口構成の変化が社会や市民の生活に与える影響を踏まえると、子どもや働き盛りの世代の人々そして高齢者がそれぞれの能力を活かし、力を合わせて、豊かで安心して暮らせる地域や社会を次代に引き継ぐことができるよう、少子高齢化に対応した環境の整備に努めることが重要となります。

### (3)高度情報化の進展と技術革新

高度情報化の進展や AI(人工知能)、IoT(Internet of Things)等の急速な技術革新の進展により、社会や生活を大きく変えていく超スマート社会(Society 5.0)の到来が予想されています。

インターネットをはじめ、様々な情報が氾濫している現代において、その中から必要な情報を取捨選択し分析、加工して知識として活用していくことが求められています。

情報に対しての社会的な理解を深め、自分自身と社会の関わりの中で、自制心を持ちつつ、適切に判断し活用する能力と態度を身に付けることが重要です。

そのほか、スマートフォン等の普及にともない、子どもが SNS を利用した犯罪に巻き込まれたり、意図せず犯罪に加担したりしてしまうなど、子どもの安全が脅かされる事態が生じています。

### (4)在留外国人の増加

外国人労働者の受け入れ拡大を目的とした新たな在留資格の「特定技能」を盛り込んだ「改正出入国管理法」が、平成 31 年4月に施行され、今後、在留外国人の増加が予想されます。

外国籍の子どもや、両親のいずれかが外国籍である子どもについては、ともに増加傾向にあり、その母国語の多様化や日本語習熟度の差への対応が求められます。

### (5)地域コミュニティや家庭の状況の変化

都市部では、人々の付き合いが疎遠になるなど、地域コミュニティの機能低下が懸念されており、高齢者や困難を抱えた親子などが地域で孤立する可能性もあります。

家庭では、三世代世帯の割合が低下し、ひとり親世帯の割合が増加するなど家族の形態が変化しています。

家庭教育は全ての教育の出発点であることを踏まえ、子どもの成長過程において社会性や自立心などの課題に社会全体で向き合い、親子の育ちを支えていくことが重要です。

## 2-2 子どもの状況

### (6)子どもの学力について

わが国の児童生徒の学力の現状について、各種国際調査において引き続き世界トップレベルであること、全国学力・学習状況調査において学力の底上げが図られていることが明らかになっています。

一方で、判断の根拠や理由を明確に示しながら自分の考えを述べたり、実験結果を分析して解釈・説明したりすることなどについて課題が指摘されています。また、学が楽しさを実感したり、自分の判断や行動がより良い社会づくりにつながるという意識を持ったりすることが、国際的に見て相対的に低いことが指摘されています。

### (7)子どもの生活習慣や心の育成について

日本の子どもは、自己肯定感・自己有用感が諸外国に比べて低いと言われています。また、地域社会の教育力の低下や実体験の不足により、コミュニケーション能力、規範意識、社会性等の低下を招いているとも指摘されています。

小・中学校においては、不登校児童生徒は依然として相当数に上り、いじめにより重大な被害が生じた事案も発生しています。そのため、道徳教育の一層の推進や、家庭や地域と連携した教育の充実が求められています。

また、グローバル化が進展するなか、さまざまな価値観や文化的背景を持つ人たちと、互いを認め尊重し、支えあうことができるよう、多文化共生教育の推進が求められています。教職員には、外国にルーツのある子どもや性的マイノリティの子どもたちへの配慮など、人権課題への対応力の向上が求められています。

### (8)子どもの体力について

子どもの体力については、緩やかな向上傾向にあるが、昭和60年頃のピーク時と比較すると依然として低い水準にあり、運動する子どもとしない子どもの二極化傾向など、課題が見られるとともに、現代的健康課題の多様化・深刻化などへの対応も必要となっています。

体力の低下は、子どもが豊かな人間性や自ら学び自ら考える力といった「生きる力」を身に付ける上で悪影響を及ぼし、創造性、人間性豊かな人材の育成を妨げるなど、社会全体にとっても無視できない問題です。

子どもが生涯にわたり、積極的に運動に親しみ、健康で活力ある生活が送れるよう、体力・運動能力の向上や食育に取り組んでいくことが求められています。

## 2-3 教育を取り巻く状況

### (9)教育の機会均等

子どもの貧困率については、改善が進んでいるが依然として高い水準にあります。また、日本語指導が必要な外国人児童生徒は増加を続けており、母語も多様化しています。

貧困や外国籍など様々な背景をもつ人々のニーズに応じた教育機会を提供するため、多様な価値観を認め、自他の違いを尊重し合いつつ協働していく必要があります。

### (10)大規模災害と感染症拡大からの教訓

平成 23 年の東日本大震災や平成 28 年の熊本地震など、災害からの復旧、復興に向けた取組の中で培われた、助け合いやボランティア精神など、人々や地域とのつながりの重要性が再認識されました。

災害に対応するには、防災についての正しい知識を身に付けるとともに、自分の身を守り、身近な人を助ける自助・共助が重要となります。

また、新型コロナウイルス感染症の流行により、就学前施設や小中学校、社会教育施設が臨時休校・休館措置を行うなど、教育を取り巻く環境も大きく影響を受けました。令和元年 12 月に国から示された、小中学校の全児童生徒への1人1台のタブレット端末の配備により一人ひとりに合わせた教育の実現をめざす「GIGA スクール構想」も、新型コロナウイルス感染症の影響に対して学びの保障のため、整備が急がれているところです。今後は、不測の事態が起こっても子どもたちの学びをとめることがないよう、ICT 機器を活用した学びの環境づくりを進めていくことが必要です。

### (11)人生 100 年時代の到来

医学の進歩、生活水準の向上等により、平均寿命が著しく伸長し、100 歳前後まで生きることが可能となる時代の到来が予想されています。令和元年 12 月に取りまとめられた「人生 100 年時代構想会議中間報告」においては、「100 年という長い期間をより充実したものとするためには、生涯にわたる学習が必要である」などが述べられており、生涯学習の重要性が一層高まっています。



## (12)働き方改革の促進

平成 30 年1月には、中央教育審議会において「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」の答申がなされ、勤務時間管理の徹底や業務の明確化・適正化等、学校における働き方改革の総合的な推進についての提言がなされました。この答申を受け、文部科学省に、学校における働き方改革を推進し、その実効性を高めるため、「学校における働き方改革推進本部」が設置され、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が策定されました。

## (13)社会の継続的な成長・発展を目標とする国際的な取組を促進

グローバル化の進展に伴い、国境を越えた交流がますます拡大している中で、日本の文化やふるさとの歴史を大切にしつつ、多様な考えや文化についての理解や、コミュニケーション能力の育成などが求められています。また、持続可能な開発目標(SDGs)をはじめとした社会の継続的な成長・発展を目標とする国際的な取組も広がっています。国は平成 28 年に「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」を策定し、持続可能で強靱な誰一人取り残されない社会の実現に向けた取組を推進しており、教育振興計画においてもこの理念を踏まえた事業の展開が求められています。

